**平成２１年（フ）第９５５号**
広島市中区光南３丁目６番18号
破産者　協電工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第１３４号**
福岡県久留米市小森野３丁目16番３号
破産者　有限会社プレステージ・ジャパン
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２０年（フ）第１３号**
青森県五所川原市金木町嘉瀬萩元222番地の１
破産者　株式会社舛甚建設
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第５号**
青森県つがる市稲垣町繁田源66番地１
破産者　株式会社稲垣建設
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第７６６号**
東京都町田市木曽町2187番地29
破産者　細川　一延
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７６７号**
東京都町田市木曽町2187番地29
破産者　細川　美保
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１７４０号**
横浜市港北区樽町３丁目７番40―103
破産者　有限会社マクロインターナショナル
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１７８９号**
横浜市港北区綱島西１丁目１番３号
破産者　有限会社猿渡商会
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１９１２号**
横浜市南区永田みなみ台２番１―103号
破産者　有限会社モンテ・永田店
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１５号**
横浜市瀬谷区北町３番６
破産者　有限会社翔友
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２０年（フ）第５１号**
長野県伊那市狐島3799番地１、表示変更前の住所長野県伊那市伊那部3799番地１
破産者　株式会社一松キャスト
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

**平成２０年（フ）第５２号**
長野県伊那市狐島3799番地１、表示変更前の住所長野県伊那市伊那部3799番地１
破産者　有限会社シナプス
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

**平成２０年（フ）第２７２号**
岐阜県関市東新町６丁目319番地の１
破産者　有限会社国龍
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２０年（フ）第３９０号**
岐阜県本巣郡北方町加茂376番地の１
破産者　溝口建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６号**
三重県多気郡大台町天ケ瀬116番地４
破産者　横井　悦次
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２０年（フ）第３２２号**
鳥取県境港市昭和町無番地
破産者　有限会社マルコ
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２１年（フ）第２７号**
香川県観音寺市柞田町甲2336番地５
破産者　光栄産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第１８１１号**
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅８棟701号
破産者　畑中　一宏
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２７１号**
奈良県大和郡山市九条町237番地２　アーバンライフ204号
破産者　竹川　雄司
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第２３３号**
奈良市平松３丁目６番25号
破産者　松岡紀美子
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第３８４号**
奈良市中町4261番地
破産者　坂本　忠彦
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第４０８号**
静岡市駿河区緑が丘町４番46号
破産者　村下　重雄
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部